

島根県信用保証協会の創業者支援保証「縁」の取扱開始について

島根銀行（頭取 山根 良夫）は、平成 26 年 10 月 29 日、島根県信用保証協会との間において、創業者支援保証「縁」に係る覚書を締結いたしました。これに伴い、平成 26 年 11 月 1 日より創業者支援保証「縁」の取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 趣旨

島根県は廃業率が開業率を上回り事業所数が減少する状況下にあります。こうした状況下において、島根県信用保証協会との連携により、創業における資金調達コストの負担を大幅に軽減し創業計画の円滑な実現を促し、新規創業の促進と雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図ることを目的として本商品の取扱いを開始いたします。

2. 商品概要

■制度名	■創業者支援保証「縁（えん）」
■貸出対象	■事業を開始して 5 年未満の個人及びに法人の方
■貸出形態	■証書貸付
■資金使途	■運転資金・設備資金
■貸出金額	■1, 000 万円以内
■貸出期間	■10 年以内
■貸出利率	■1.50%（固定）
■返済方法	■均等分割返済（据置 1 年以内）
■保証人	■法人代表者以外不要
■担保	■不要
■保証	■島根県信用保証協会
■保証料率	■お客様の負担なし
■取扱期間	■平成 26 年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：原田 TEL (0852) 24-1240

